

# 令和4年度事業報告

令和4年度の主な事業を下記のとおり報告します。

## 1、現況

一般社団法人栃木県公共嘱託司法書士協会の受注件数は、ここ数年大きな増減のない現状維持の傾向が続いていましたが、今年度は減少がみられました。前年度と比較して受託事件数で100件強、報酬額として300万円弱の減少となっております。

そもそも登記申請件数自体が減少傾向にある中、当協会におきましてもその影響を受けているかは定かではないところですが、栃木県住宅供給公社の分譲地自体が現在保有している区画の売買のみであることや買戻権の抹消につきましても、要件を満たしているものについては単独抹消が可能となる法改正がされたことなどに伴い今後も受託事件数は減少するものと思われま

す。受注件数拡大に向けて事業の拡大又はPRをはかるといった活動は特に行いませんが、①正確な事件処理②受注案件の速やかな納品を行い、司法書士の高い専門性の周知をはかることは継続していきたいと思います。

令和4年度の受託案件に関しましても、会員の皆様の迅速正確な事務処理のおかげで無事各案件が終了しております。本年度も引き続き協会発展の為に努力して参りますので、会員の皆様方におかれましては引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 2、業務委託契約について

当協会が嘱託登記業務委託契約を締結している相手先は次のとおりです。

- (1) 栃木県県土整備部所管（土木部関係）
- (2) 栃木県農政部所管（農業農村整備事業関係）
- (3) 公益財団法人栃木県農業振興公社
- (4) 栃木県住宅供給公社
- (5) 上三川町
- (6) 水資源機構
- (7) 芳賀町および芳賀町祖陽が丘

## 3、現に受託している相手先

上記の委託契約を締結している相手先のうち、現在継続的に受託している先は、(3)の公益財団法人栃木県農業振興公社及び(4)の栃木県住宅供給公社並びに(6)水資源機構、(7)芳賀町となります。

#### 4、今後の課題

正確な事件処理、受注案件の速やかな納品を今後も達成できるよう、受託事件の分配や関係機関との連絡調整に万全を期すことに努めてまいりたいと思います。そういったところから、専門家集団である一般社団法人栃木県公共嘱託司法書士協会へ依頼することの安心感を高め、ひいては司法書士の社会的信頼性の益々の向上、新たな事件受託につながると考えます。